2026 年10月吉日

被保険者の皆様

三菱鉛筆健康保険組合
常務理事　岩澤　義明

「健康保険被扶養者の資格確認調査（検認）」結果について

平素より、当健保組合の事業運営にご協力いただき、ありがとうございます。
先般、被保険者の皆様にご協力いただきました標記調査の結果につきまして、下記のとおりご報告いたします。
なお、調査の実施にあたり、各種証明書の取得、提出にご協力をいただきました旨、重ねてお礼申し上げます。

〈調査結果〉

調査対象者（被扶養者を有する被保険者）	資格の見直しが必要となった被扶養者
138 名	3 名

〈被扶養者の資格を見直した理由〉

収入超過 （年金受給とパート収入の合算、アルバイト等）	3 名

〈ご注意ください〉
◎お子様の就職や収入超過、認定要件を満たさなくなった場合（※）は、速やかに事業主（会社）へ申告してください。申告が遅れ、医療費等の返還請求が生じる事があります。

◎夫婦共同（共働き）でお子様を扶養する場合、年間収入が多い方の被扶養者とします。

（※）このようなときは被扶養者ではなくなるのでご注意ください（一例です）
・ご家族がお勤め先（就職先、パート先、アルバイト先）の健康保険に加入した
・収入基準を超える予定：被保険者の年収の2分の1未満かつ130万円未満
（19歳以上23歳未満（被保険者の配偶者を除く）は 150 万円未満、
60歳以上、障害のある方は180万円未満）
・ご家族が75歳になった（後期高齢者医療制度へ加入となります）